

# 令和7年度 柏市立手賀中学校 いじめ防止基本方針

令和6年10月改定  
柏市立手賀中学校

## 1. いじめ防止基本理念について

「いじめの定義～いじめ防止対策推進法第2条～」

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある、他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものである。

### （1）手賀中学校のいじめ防止基本理念

いじめ防止対策は、「いじめは絶対に許されない行為である」という考え方のもと、すべての生徒が安心して学校に通い、学習やその他の活動に希望を持って参加できるよう、学校の内外を問わず、全生徒がいじめを行わず、またいじめを認識していながら放置する事がないよう取り組んでいく。また、いじめはどの学校でも起こりうるという認識に立ち、早期発見や再発防止に努めるものである。

### （2）いじめ防止対策の目標

#### ①教師として

- ・早期発見・迅速な初期対応を実施する。
- ・情報の記録と素早い共有をする。
- ・指導体制を確立する(指導の手順と記録・報告を徹底し、歩調を合わせて指導に当たる)。
- ・生徒・保護者・地域との密接に連携し、信頼関係を築く。
- ・教師が生徒一人一人と可能な限り多くできるよう努める。
- ・生徒の成長を願い、積極的に指導・支援する。

#### ②生徒として

- ・より良い判断のもと、最適な行動をとれるように努力する。
- ・身近な生徒や教師・スクールカウンセラー等に相談する。
- ・互いに個々の存在を尊重し、学校・学級内で居場所があるようにする。
- ・協力しながら、行事や学級活動に楽しく取り組むようにする。

## 2. いじめの未然防止について

### （1）本校の教育目標実現を目指す、いじめ防止対策の指導

#### 「自律した人間性豊かな生徒」

- ①何事も自ら考え、自ら行動できる生徒を育成する。
- ②基礎学力を身につけ、学習に励む生徒を育成する。
- ③健康・安全に気をつけ、体力の保持・増進に励む生徒を育成する。
- ④清掃・奉仕活動に、専念できる生徒を育成する。
- ⑤心のつながりを大切にし、相手を思いやる生徒を育成する。
- ⑥笑顔で元気なあいさつができる生徒を育成する。

### （2）豊かな人間関係づくりの推進（生徒指導部と連携）

- ①生徒と教師、生徒間の信頼関係に基づいた人間関係をつくる。
- ②単に子どもの欲求を認めるものではなく、人間として心豊かでたくましく生きる力を養うための努力を重ねるとともに、生徒を真に思いやる心をもって関わる。

### （3）生徒指導の機能を生かした「自己指導能力の獲得を目指し、わかる授業」の展開（研究部と連携）

- ①教師と生徒の共感的人間関係を基盤に、授業において生徒一人一人に自己存在感や自己決定の場を与える。
- ②学習指導を通して、互いに分かり合う授業の推進を図る。

\*自己指導能力とは

- ①「自己存在感を感受できる」
- ②「共感的な人間関係がある」
- ③「自己決定の場がある」
- ④「安心・安全な風土の醸成がある」ことを言う。

(4) いじめ対策（防止）の確立および教育相談の充実。スクールカウンセラーの有効な利用

- ①校長・教頭・教務・生徒指導主任・教諭・養護教諭等の職員体制・役割を踏まえたいじめの指導体制を確立し、有効に機能させる。
- ②生徒理解に徹した教育相談等による、受容的・共感的な指導・支援を行う。
- ③スクールカウンセラーによる面談を実施し、生徒の心の悩みに気づき共有する体制づくりを行う。

(5) 家庭・地域および学校相互の連携の推進（生徒指導部と連携）

- ①学校・保護者が日頃から話しやすい関係をつくり、生徒に関する情報を共有する。
- ②保護者や地域関係者等から、幅広い協力を得る。
- ③保護者・地域社会・関係諸機関等の連携を通して、生徒間に他人を尊重する心や友愛の精神を育成する。

(6) 生徒の発達段階に即した人間関係指導（生徒指導部と連携）

- ①「言葉」を大切にした人間関係作りに視点を置き、言語環境を整え、融和・協力・共働し仲良く生活できる基盤を確立する。
- ②生徒の問題行動の前兆を見落とさない。（無視・悪口・陰口等）
- ③生徒の各発達段階における特徴・傾向を把握し、その後の行動等を予測する。
- ④継続した指導と現状把握に努め、常に人間関係の状況を把握し指導する。

### 3. いじめの早期発見について

(1) 生徒理解を深め、望ましい人間関係に基づき、適切な指導に努める。

- ①身近な人に、早期に相談できるようにする。
- ②早期発見・早期解消に全教職員で力を合わせ取り組む。
- ③情報を共有し、取り組む方向性を決め全教職員で指導に当たりながら、結果も共有し継続した指導を行う。
- ④生活アンケート、職員のメモ等の記録資料を保管・共有し、継続した指導ができるようにする。また、記録資料は~~秘~~扱いとする。

(2) 学習指導の充実を図り、自己実現を目指すよう援助する。

- ①学級担任と教科担任との連携を密にし、生徒の学業・生活上の問題点を把握するとともに、それぞれの立場で適切な指導をする。
- ②授業の中に、生徒指導の機能である「自己決定し、自己存在感を高める場」を多く取り入れる。
  - ア. 生徒一人一人に、存在感を持たせるための具体的な場面をつくる。
  - イ. 教材や学習活動に関わる生徒の理解を深める。
  - ウ. 学習・習得の仕方・態度を具体的に理解させる。
  - エ. 自らの課題を設定させ、自力で解決する機会を与える。
  - オ. つまずきや障害に対する援助や指導をする。
  - カ. 努力に対する評価と賞賛を積極的に与える。
  - キ. 学習意欲を高めるための望ましい人間関係を育てる。
- ③道徳や各教科各領域で命やいじめ、人間関係づくりについて扱い、個人を尊重する精神を養う。

(3) 学級活動を計画的に推進し、その充実を図る。

- ①学級活動は、人間関係の育成が集約的に発揮される時間ととらえる。
- ②積極的な人間関係作りを促進し、互いを理解し、良さを認め合う集団づくりに努める。

(4) 自発的な望ましい集団活動を推進する。

①存在感や達成感が味わえる、集団活動の場を設定する。

ア. 集団の目標に生徒が共通の関心を持ち、分担・協力して仕事を成し遂げ、問題を解決できるように各自に活動の機会を設定する。

イ. 生徒一人一人が達成感や存在感を味わえるような、組織作り・運営に努める。

②集団活動を通して、集団生活のルールとマナーを理解し実践させる。

ア. 集団活動の中で、すべての生徒に指導的立場としての心得、指導に従う成員の一員としての心得を共に育成するように計画し実行する。

イ. 集団活動を自分たちで運営することを通して、お互いを理解し尊重する姿勢や集団生活のルールとマナーが身につくようにする。

③体験学習を積極的に取り入れる。

(5) いじめ防止体制の充実を図る。

①いじめ防止の方針を、全職員が共通理解する。

②日常の教育活動を通じ、生徒との好ましい人間関係の育成に努める。

③いじめ防止の方針・指導方法について、日頃から保護者との連携・協力を図る。

④問題行動に対して、適切に対応するための機能的な組織と対応策を立てる。

(6) 教育相談を実施し、その充実を図る。

①全教職員で指導・支援ができるようにする。

②対象は全校生徒とする。最低でも前期・後期に各1回は実施する。

③全教師が教育相談についての理解を深め、相談技能を高める。

④スクールカウンセラーを有効に利用する。

(7) 家庭・地域社会・関係諸機関および学校間の連携を強化する。

①地域の自然や文化に親しみ、地域社会に参加する体験学習を通して、自発性・自主性を育てる。

②社会を広くかつ深く見つめ、社会の一員としての自覚を高める。

③地域の良さを実感させ、自ら充実した生活・生き方を考えさせる。

④小・中学校および高等学校との連携による研修活動を推進し、地域ぐるみでのいじめ問題に関する共通理解を深める。

⑤保護者への適切な情報提供を行い、学校運営についての理解を深めてもらう。

(8) いじめ・不登校・特別な配慮を必要とする生徒および問題行動に対する指導・援助。

①様々な要因が作用して欠席する可能性があるという認識を持って、予防的指導を心掛ける。

②学校・家庭・関係諸機関等が、あらゆる機会に密接な連携を図って対処する。

③生徒の自立を促し、学校生活への適応を図るための多様な方法を検討する。

④すべての教育活動を通して、望ましい人間関係の育成に努める。

⑤すべて生徒が様々な問題や悩みを抱えていることを理解し、問題行動のきっかけとその背景について常に目を向ける。

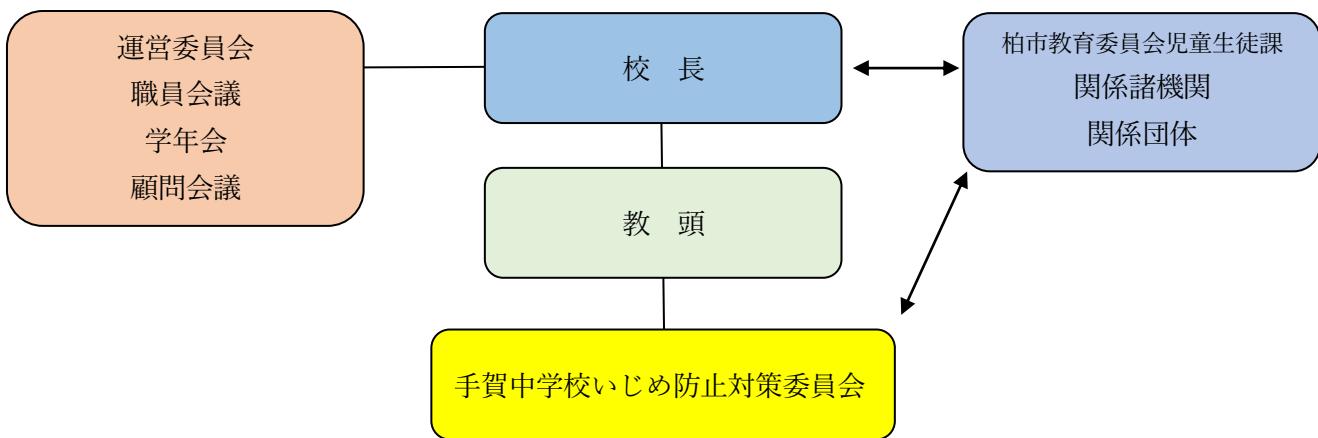
⑥教師と生徒の信頼関係を築き、わかりやすい授業を行い、将来への見通しを持たせ、学校生活に明るさとリズムを持たせることを基本とする。

⑦生徒の自主的な活動を育成するための指導・援助を行う。

⑧PTA(保護者会)・青少年健全育成団体・関係諸機関などとの連携を図り、地域全体で生徒の健全育成を推進する。

## 4. 組織

いじめ防止対策委員会の構成は、校長、教頭、生徒指導主任、教務主任、学年主任、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援コーディネーターとする。ただし、発生した事案に合わせ、関係職員や柏市教育委員会児童生徒会、外部の専門家を加えることとする。



## 5. いじめ発生時の対応

発見・通報を受けた場合には、速やかに管理職と生徒指導主任に報告する。生徒指導主任はいじめ防止対策委員会（以下、委員会）を開催する。

- (1) 第一発見者は、「いつ、だれが、だれに、なにをした・言った」、「生徒の要望」を確認し、速やかに管理職・生徒指導主任に報告する。
- (2) 該当する生徒に聴き取りを行い、記録した内容を委員会にて共有する。
- (3) 保護者に電話報告し、学校面談か家庭訪問を実施する。生徒の意向を伝えうえで、保護者の意向（加害生徒および家庭への対応、警察への連絡等）を確認する。
- (4) 加害生徒、関係生徒へ聴き取りを行い、委員会でいじめの事実について精査し、今後の対応を検討するとともに、被害生徒・保護者と相談し方向性を決める。
- (5) 必要に応じて被害側と加害側の話す場を設け、謝罪や和解に向けた話し合いを行う。
- (6) 迅速対応を前提とし、状況を逐次記録する。必要に応じてICレコーダーを使用する。

## 6. いじめ指導対応について

### (1) いじめ被害者への対応

- ①管理職の指導のもと、学年職員、生徒指導部を中心に複数人で被害生徒へ聴き取りを行い、情報を集める。聴き取りの際には、生徒の気持ちに寄り添うようにする。
- ②家庭訪問や電話連絡等で、その日のうちに保護者に事実関係を伝えるとともに、情報を徹底して守り抜くこと、秘密を守ることを伝える。
- ③複数の教職員で見守り、生徒の心身の安全と安定を確保する。見守りについては時間と場所を決める。
- ④学年職員が橋渡しをしながら、信頼できる人、友人と寄り添い支える人間関係を作る。
- ⑤必要に応じて別室登校や時間をずらしての登校、外部機関の活用等をすすめる。

### (2) いじめ加害者への指導

- ①管理職の指導のもと、学年職員、生徒指導部を中心に複数人で加害生徒へ聴き取りを行う。  
いじめの事実を認めた場合…全容の確認をするとともに、複数の教職員で組織的に指導し、その後の再発防止措置をとる。  
いじめの事実を認めない…生徒の言い分を傾聴する。被害を訴える場合もあるため、事実確認を最優先とし、必要に応じて指導は行わない。直後、委員会で内容を共有し、その後の対応を協議する。再度事実関係の確認が必要な場合は、本人同士の面談も視野に入れる。
- ②家庭訪問や電話連絡等で速やかに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得たうえで、学校と保護者が連携して対応していく。

- ③「いじめは絶対に許されない行為である」という考え方のもと、厳しく指導する。
- ④いじめをした時の気持ちや状況、日頃の観察や当事者以外からの情報収集も行い、いじめが発生した背景を捉える。

#### (3) いじめが起きた集団、傍観者への指導

- ①見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりする行為も、いじめと同様であることを理解させる。
- ②自分が止められなくても、誰かに知らせる等の対処法があることを教える。
- ③「いじめを許さない」という気持ちを学校全体で共有する。
- ④学級等の話し合い活動の中で、生徒一人ひとりに考えさせ、互いを認め合う集団づくりに努める。必要に応じて、学年・全校集会を開く。

#### (4) ネット上のいじめへの対応

- ①ネットモラル集会を開き、生徒にインターネットの使い方や恐ろしさを考えさせると共に、保護者会でも同様の内容を伝え、家庭で使い方のルールを定めてもらう等、連携して取り組んでいく。
- ②教育委員会と連携し、早期発見と再発防止に努める。
- ③ネット上に不適切な書き込み等を見つけた場合は、速やかに削除を求める。
- ④必要に応じて、駐在所等の関係機関に協力を求め、生徒の安全を確保する。

### 7. いじめ重大事態への対処について

柏市教育委員会に重大事態の発生を報告し、柏市教育委員会児童生徒課の指導・支援のもと、以下のような対応にあたる。

#### 【いじめ防止対策推進法第28条第1項】

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - ①児童生徒が自殺を機とした場合
  - ②心身に重大な被害を負った場合
  - ③金品等に重大な被害を被った場合
  - ④精神性の疾患を発症した場合
  - ⑤いじめにより転学等を余儀なくされた場合
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（相当の期間は30日を基準とする）。

- (1) 発生の疑いがある場合、直ちに管理職へ報告し、重大事態の調査組織を設置する。また、速やかに教育委員会との連携体制を構築し、第三者の参加を含め、公平性、中立性を確保しながら対応する。
- (2) 調査組織を中心に、事実関係を明確にするためのアンケートや聴取等を行う。いかなる内容であっても、事実としっかり向き合い、事実関係を明確にし記録する。
- (3) いじめを受けた生徒と保護者およびいじめをした生徒と保護者に対して、必要な情報を提供すると共に、その後の対応についての理解を求める。
- (4) 必要に応じて臨時保護者会等で事実の報告、対応状況を説明し、学校への不信感の軽減に努める。
- (5) 調査結果を柏市教育委員会に報告し、指導助言に対応する。